

法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

2024 年 3 月 27 日  
株式会社高志インテック  
システム事業本部

1. 事業所ごとの労使協定締結状況

- 労使協定を締結している
- 協定の対象となる派遣労働者の範囲
  - ・ システムコンサルタント設計者
  - ・ ソフトウェア作成者
  - ・ 事務用機器操作員
- 協定の有効期限の終期 2025 年 3 月 31 日

以上